

平成22年度決算版 川崎町財務書類の概要

このたび、川崎町では「新地方公会計制度」に基づく財務書類4表を公表しましたが、これらの書類をそのまま理解するには複式簿記などの知識が必要ですので、一般的には難しい内容となっています。そこで町民のみなさんに分かりやすく財政情報を開示していくため、この財務書類の概要についてご説明いたします。

1 新地方公会計制度による財務書類について

(1) 国の動き

現行の官公庁の会計は、「現金主義・単式簿記」方式を採用していますが、このやり方では現金以外の情報、すなわち資産や負債(借金)などの状況を把握することができないといった問題点が指摘されていました。

そこで国は、「新地方公会計制度改革」として、「資産・債務の適切な管理」「財務情報の分かりやすい開示」などを目的に、「発生主義・複式簿記」による企業的手法を用いた財務書類を作成し公表することを地方公共団体に要請しました。

(2) 2つのモデル

この「新地方公会計制度」では、国から「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」(以下「改訂モデル」という。)の2つのモデルが示されています。そのうち「基準モデル」では、原則として現存するすべての固定資産について台帳を整備して財務書類を作成するのに対して、「改訂モデル」では段階的に固定資産台帳を整備することが認められています。また「基準モデル」が個々の取引情報を複式記帳して作成することを前提としているのに対して、「改訂モデル」では従来の決算情報を活用して作成することが認められています。

このように、「改訂モデル」の方が当初は作成しやすいものですが、「基準モデル」に比べると固定資産の計上額に正確さを欠くという欠点があります。

川崎町では、このような欠点も認識したうえで事務処理量の軽減を図り、少しでも早く公表できることを優先し、「改訂モデル」を採用することにしました。

今後は段階的に固定資産台帳を整備していくことで、正確さを高めていくことが課題となります。

(3) 4つの財務書類

「新地方会計制度」の財務書類は、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の4表から構成されます。

① 貸借対照表

町の決算書が、1年間の収支を表したものであるのに対し、貸借対照表は会計年度末時点で住民サービスを提供するために所有する資産(土地・建物・基金など)がどれだけあり、その資産を形成するために今までどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたのかを表す財務書類です。

左側に「資産」、右側に「負債」と「純資産」が記載され、左右が必ず一致することからバランスシートとも呼ばれます。

資 産 (道路、学校、庁舎など使う資産) (売れる資産・回収する資産)	負 債 (将来世代の負担)
	純資産 (これまでの世代の負担や国・県の負担金)

② 行政コスト計算書

1年間に提供された行政サービスにどれくらいのコストがかかったのかを計算したもので、企業などの損益計算書に相当します。人に係るコスト(職員給など)や物に係るコスト(光熱水費など)などに代表される資産形成に結び付かない行政コストから、その行政サービス提供による使用料や手数料などの収入を差し引いたものが純粋な行政コスト(純経常行政コスト)となります。

経常行政コスト (人や物に係るコストなど)	—	経常収益 (使用料や手数料など)	=	純経常行政コスト
---------------------------------	---	----------------------------	---	-----------------

③ 純資産変動計算書

貸借対照表上の「純資産」が1年間でどのように変動したのかを示すものです。

④ 資金収支計算書

1年間の地方公共団体の資金(現金)の流れを性質の異なる3つの活動に分けて示すものです。

町がどのような活動にどれくらいの資金を必用としているかが分かります。

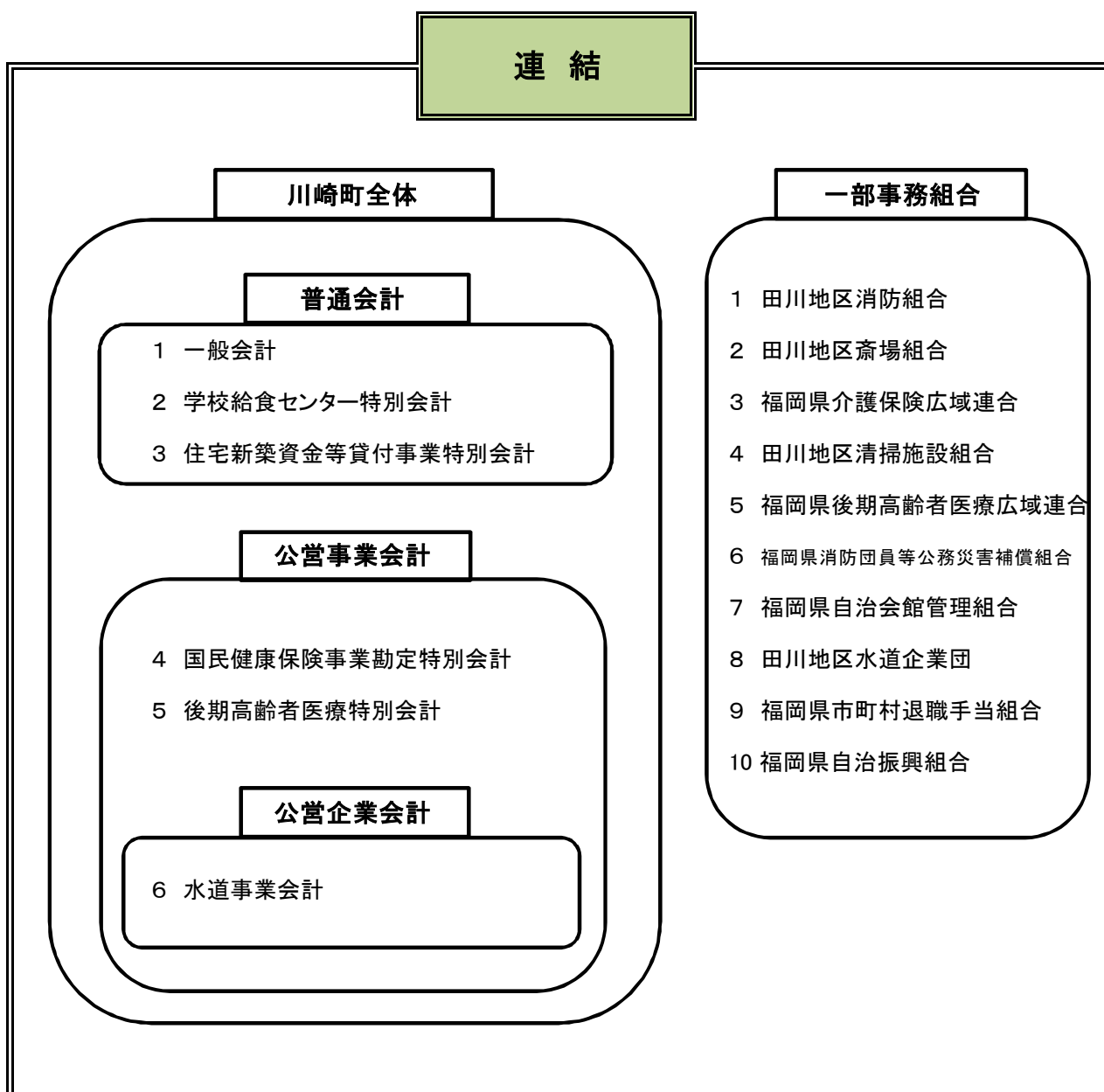
2 今回公表した財務書類の注意点

(1) 財務書類作成の範囲

川崎町には一般会計のほかに、国民健康保険などの公営事業会計や水道事業などの公営企業会計などさまざまな特別会計があり、それぞれが町民のみなさまに密接にかかわる事業を行っています。また、このほかに一部事務組合や第3セクターなど、町が負担金を支出したり、出資を行っている団体もあり、これらをすべて含んで財務書類を作成しないと町全体の行政サービスの財務状況を一体的に把握することにはなりません。

本来であれば国から示されたモデルに基づき、「普通会計」「川崎町全体」「連結」という3通りの財務書類を作成し、町民のみなさまにお知らせしたいところですが、本年度につきましては「普通会計」の財務書類のみの公表とさせていただきます。(下記の図を参照願います。)

なお、今後は「川崎町全体」「連結」の財務書類の公表に向けて整備を行いたいと考えています。



「**普通会計**」とは、総務省が定める基準による統計上の会計のことで、川崎町では一般会計、学校給食センター特別会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計を合算したものとなります。

「**川崎町全体**」とは、普通会計のほかに国民健康保険などの公営事業会計と水道事業会計などの公営企業会計を含んだもので、川崎町が直接管理する会計をその範囲としています。

「**連結**」とは、川崎町全体に川崎町が加入している一部事務組合のものを合算したものとなります。

(2) 固定資産台帳の段階的整備

先ほども述べましたが、川崎町が採用した「改訂モデル」は固定資産台帳の段階的整備が認められています。

本来道路や学校などの公共資産の貸借対照表計上額は、資産評価により算出すべきものですが、事務処理の負担軽減という観点から、財務書類作成当初は既存の決算情報に基づき、簡易的に公共資産の数字を導き出すことが認められているのです。

今回公表した財務書類のうち、公共資産に関する情報については、過去の決算統計データをもとに機械的に算出したものですが、売却可能資産については現況で売却可能な土地(工場団地、分譲団地など)のみを計上しています。

今後、売却可能資産については、土地や建物、物品等の台帳整備及び資産評価を段階的に進めていくこととしていますので、財務書類をご覧になるときはその点にご留意願います。